



JASDAQ

平成25年11月28日

各 位

会社名 株式会社セプテニ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 佐藤光紀
(JASDAQ コード番号 4293)
問合せ先 常務取締役 清水一身
(TEL. 03-6863-5623)

当社子会社ならびに関連会社の取締役に対する 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成25年11月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社子会社ならびに関連会社の取締役に対し、特に有利な条件で、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び本件新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する議案を、下記の通り平成25年12月20日開催予定の第23回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績に対する貢献に報いるとともに、当社グループの今後の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、過年度の業績を一定の基準で評価した結果に基づき、当社の子会社ならびに当社の関連会社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、決議日後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合、合理的な範囲で適切に付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を7円とし、これに新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から2年とする。
- ④ 貸渡による新株予約権の取得の制限
貸渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- ⑤ 新株予約権の行使の条件
- (イ) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (ロ) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得の条件
- (イ) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- (ロ) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記⑦(イ)記載の資本金等増加限度額から上記⑦(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ⑨ 端数の取扱い
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数の上限

100個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は10,000株を上限とし、上記(1)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みは不要とする。

以上